

委託設計書				委託方法	単価契約
所属部課名		街づくり部 公園緑地課	設計年月日		令和8年 1月 日
部長	審議監	課長	補佐	班	設計者
委託名称		白井聖地公園し尿等収集運搬委託			
委託場所		白井市平塚地先			
年度科目		令和8年度	委託期間	自 令和8年 4月 1日 至 令和9年 3月31日	
委託価格		1.8KL当り	円	設計内容 審査済	

内訳表

第1表 单価表

し尿収集運搬工 1.8KL当たり

第2表 単価表

し尿運搬車運転工 1KL当たり

第3表 単価表 汚泥吸排車運転(3.1~3.5t) 1時間当たり

白井聖地公園し尿等収集運搬委託仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、白井聖地公園から発生するし尿等のくみ取り運搬の業務委託契約書（以下、「契約書」という。）の規定に基づき、作業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、契約書の例による。

(関係法規の遵守等)

第3条 乙は、作業の実施に当たり、関係法規を遵守し、かつ甲の指示に従うものとする。

(従業員)

第4条 乙は、運搬車両及び従業員名簿を甲に提出し、変更が生じた時は速やかに届け出なければならない。

2 甲は、従業員のうち、作業を実施させることが不適当と認める者については、その理由を明示して従業員の交替を乙に求めることができる。

(車両・運搬)

第5条 し尿等を運搬する車両は、甲の指定する色に塗装し、アルミバン架装、脱臭装置を装備したものとする。

2 乙は、東部クリーンセンターへし尿等を運搬するときは、甲の指示した運行経路に従わなければならない。

3 乙は、届け出車両を変更しようとする場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、運搬量を把握する為、東部クリーンセンターの受付担当者の確認を受けること。

5 乙は、当月分のし尿等運搬月報に、日々の運搬量を明示し、集計計算を実施した後、甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

6 乙は、使用する車両に、自動車損害賠償任意保険の対人賠償保険、対物賠償保険及び車両相当額の車両賠償保険に加入しなければならない。

(処分手数料)

第6条 東部クリーンセンターへし尿等を運搬した際の処分手数料は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第39条別表の通り、1.8キロリットル当たり500円（税抜）とする。

(作業実施日等)

第7条 乙が、作業を実施する日は、次の日を除くものとする。

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日、1月2日及び3日、8月15日、12月31日とする。ただし、甲の指定した日はこの限りでない。

- 2 乙の作業時間は、午前8時30分から午後5時までとし、その時間内に作業を終了させるものとする。ただし、甲が必要と認めたときはこの限りでない。
- 3 甲は、施設から発生するし尿等の状況によりくみ取り日・運搬時間等を、必要に応じて指定することができる。
- 4 し尿等くみ取り場所及びくみ取り予定日は、下記のとおりとする。
 - ① 第1外トイレ裏(管理事務所裏)……… 通年(月に2日～5日程度)
 - ② 第2外トイレ裏(便所棟脇)…………… 特定日(盆・彼岸のあと、1日～2日)

(作業の指導、監督)

第8条 乙は、甲が指定する処理施設内での投入等については、施設管理者の指示及び指導に従うものとする。

- 2 乙は、作業の実施に当たり、白井聖地公園周辺の者に不快の念を与えないよう、服装・言語に充分注意し、親切・丁寧を旨とするよう従業員を指導しなければならない。
- 3 乙は、作業の実施に当たり、くみ取り作業前及び作業後に、くみ取り槽の水位を確認しなければならない。
- 4 乙は、くみ取り車両の始業点検等を行い、交通法規を遵守し、常に安全な運行に努めなければならない。

(事故の報告)

第9条 乙は、業務の履行に当たり、事故等が生じたときは、文書により直ちに甲に報告しなければならない。

(作業月報)

第10条 乙は、甲の定める様式に従い、運搬量を当月末日までに報告すること。

(運搬量)

第11条 運搬予定量は以下のとおりとする。

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、450 kℓ

(算出方法)

第12条 契約代金の算出にあたっては、当月運搬量を 1.8 kℓあたりに換算したものを実施数量とし、契約書記載のとおり支払うものとする。

白井聖地公園し尿等収集運搬委託

